

Title	インド保護王権の意義と役割： スペイン領アメリカ植民地における王権の浸透に関連して
Sub Title	The meaning and the role of the "real patronate de las Indias" : in relation to the infiltration of the royal rights in the Spanish colonial America
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.5 (1963. 5) ,p.21- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630515-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

インド保護王権の意義と役割

——スペイン領アメリカ植民地における王権の浸透に関連して——

賀川俊彦

一 序 説

二 インド保護王権の典拠

三 インド保護王権の展開と特質

四 結 語

一 序 説

近世初頭、新大陸が発見されるや、スペインならびにポルトガルの国王たちはそこに植民体制を確立し、ともに三世紀にわたるカトリック王国の大版図を出現せしめた。

その植民方式、特にスペインのそれは、当時の植民帝国の概念にしたがえば、他のヨーロッパ諸国の模範とされたほどのものであつて、現代の歴史家ですらその巧みな権力の集中機構や行政組織に対し一致して感嘆をさわめている。⁽¹⁾じつさい、インド枢機会議 (El Consejo de Indias) の下に立法、行政執行、司法機関を配し、膨大な植民地の末端にいたるまで国王の権威

を浸透せしめた統治機構はそれ自体、学者の注目を惹くに価する。

だが、ヨーロッパ政教同盟の一員であり、教権政治をもつて統治上の特色としていたスペインがいかに強大であり、またいかに巧みにして完備された権力機構を案出したとはいへ、植民地にその当初から独占的な世俗的支配体制を確立しえたわけではない。往々にして忘れられがちなことであるが、そこには世俗的権力機構と並んで、あるいはそれ以前の超世俗的な枠組として霊的宗教的組織が存在した。この枠組なくして、スペインは他の政教同盟諸国を牽制してアメリカ植民地を独占的に支配することはできなかつたし、またポルトガルとの間にも紛擾を避けることはできなかつたにちがいない。

いまさら言及するまでもなく、スペイン領アメリカ植民地における教会権力は絶大であつて、それは少くとも地方の世俗的官憲あるいはそれ以上の権威を保つていた。国王の直轄する教会組織は、ときに応じて地方の行政権を代行することもあつた。スペイン系アメリカ諸国の独立にさいして、そのことごとくがカトリック教を国教に指定していることによつても、カトリック教会の勢力が植民地にいかに深く浸透していたかを窺い知ることができよう。

とすると、植民地におけるこのような霊的宗教的要素は、他の政教同盟諸国を牽制するに充分な何らかに基づいていたに相違ない。スペインの植民地体制を支え、あるいはこれを統轄する権威の源は何であつたか。この問題を明らかにすることなくしては、スペインの植民地体制を全体的に把握することはできないし、また、スペイン系アメリカ諸国が独立以後経験した深刻な教会問題——ある国では今日でもなお紛糾している——を理解することもできない。

本稿は、以上のような問題の提起からして、スペイン国王がアメリカにおけるカトリック教会の上に保有していた総体的諸特権を指すレアル・パトロナート・デ・ラス・インディアス (Real Patronato de las Indias)、すなわち「インド保護王権」を掘り起し、その性質を検討しようとするものである。

ところで、このインド保護王権の実態を明らかにするにさいして、あらかじめ提示しておかなくてはならぬ重要な問題を

ある。それは一般に保護権の由来ないしその淵源に関して相対立する帝王教権説と教皇絶対権説との論争であつて、論議は初代教会時代からすではじまつている。要するに、帝王教権説によれば、国王の教権はもともと世俗的なものであり、したがつてそれは世俗的主権に固有のものである、と主張する。これに対して、教皇絶対権説では、教権は元来精神的靈的なのであつて、それは取消すことはできても譲渡しえない教皇の特許にのみ基づくものである、と解釈する。こうした二つの解釈をめぐる論争は、スペイン領アメリカ植民地が母国との絆を断ち切つたとき、単なるアカデミックな興味以上の問題として紛糾をきわめることになつた。

独立を完成したとはいへ、これらスペイン系アメリカ諸国はそれまでスペイン国王によつて行使されていた保護権を継承しうるや否や。宗主権は先天的に世俗的なもの、と解釈する帝王教権論者はこれを是認し、他方教皇絶対権論者や宗教学者たちは否定の側にあつた。結局、独立期を異にした新興諸国は、それぞれ異なる経過を辿つて解決の道を見出そうとしたのだが、多数諸国が暗々裡にコンコルダト⁽²⁾ (concordat ≡ 政教協約) の交渉を推進したことの事實は、論争の結果如何にかかわらず甚だ興味深いものと云わなくてはならない。

ともあれ、ここではスペイン系アメリカ諸国の独立以後の経緯に関与しようとするものではない。だが、こうした複雑な問題を後世にまで遺すことになつたインド保護王権の由来を一般的教会保護権との関連から解きほぐし、保護権に基づいた王権の浸透が植民地体制においていかなる意義を有し、また役割を果たしたかを明らかにしたい。

- (1) Pierre Chaunu, *Histoire de l'Amérique Latine*, p. 57. もつと、ジェームス・ブライスは、その著「近代民主政治」において、スペイン領植民地の独立に関して「比類を絶する利己と愚昧を以て統治し來つたスペイン王国の羈絆を脱せんとし始めた……」(James Bryce, *Modern Democracies*, 松山武訳「近代民主政治」岩波文庫版、第一卷三二〇頁)として断片的に植民地体制を批判しているが、これとても政治的主観の相違こそあれ、同時代的史観を覆えずものではない。

- (2) コンコルダトは、ローマ教皇と君主または国家との間で、教会権力と世俗的主権との協調を図り、あるいは管轄事項の分担をとりきめる

ために結ばれた協約であつて、政教協約もしくは和親条約ともいわれる。その最初の例は、聖職者叙任権について神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世(在位一一〇六一―一五五年)と教皇カリストウス二世(在位一一九一―一二四年)との間に結ばれた「ウォルムス協約」Wormser Concordat(一二二二年)である。

二 インド保護王権の典拠

レアル・パトロナート・デ・ラス・インディアス(Real Patronato de las Indias=インド保護王権)は、ローマ教皇からスペインの王位に宛てた四つの大勅書(*bulas*)に基づく。

- 1 一四九三年五月四日附、教皇アレキサンデル六世(Alexander VI, 1492-1503)の大勅書「インテル・カエテラ」(Inter caetera)
- 2 同日附、同教皇の大勅書「エキシマエ・テヴォオチオニス」(Eximae devotionis)
- 3 一五〇一年一月一六日附、教皇アレキサンデル六世の大勅書「エキシマエ・テヴォオチオニス」
- 4 一五〇八年七月二八日附、教皇ユリウス二世(Julius II, 1503-13)の大勅書「ユニヴェルサルリス・エクレシヤエ」(Universalis ecclesiae)

コロンブス(Christóbal Colón, 1446?-1506)がインド諸島発見の第一報をもたらしたとき、フェルジナンド(Ferdinand V of Castile of Ferdinand II of Aragon, 1452-1516)とイサベラ(Isabel I, 1451-1504)は、新発見の土地に対して命名することの許可をローマ教皇に求めたが、両王はこのときすでにローマ・カトリック教の領土拡張に対するなみなならぬ熱意のほどを教皇に示したと云われている。⁽¹⁾

フェルジナンドとイサベラ両王の新領土に対する目的ないし意図を一概に断定することは難かしい。だが、かれらが原

住民に神の福音を伝え靈的救済を図ることによつて、そこにカトリック王国の建設を決意していたことは間違いないようである。それは、これら両王がインド保護王権を植民地に対してどのようにあてはめたか、それをいかに行使しいかなる効果をもたらしたか、その結果を知ることによつて理解されよう。だが、一方、かれらにとつては、インド保護王権をして、かれらが植民地に世俗的政治的主権を確立し、それを独占的に支配するための対内的対外的論拠として利用したことも事実である。

スペインがインド諸島を発見した当時は、ポルトガルも積極的に新領土の開発に意欲を燃やしており、これら両国の間には重大な衝突の起る恐れがあつた。したがつて、フェルジナンドとイサベラは新領土の所有を合法化するためには無論のことだが、ポルトガルとの争いを避けるためにも早急に教皇の承認を求め、また両国間に何らかの調停策を必要としたわけである。じつさい、当時にあつてこうした問題を最善に処理するには、教皇の干渉にまつ以外に方法はなかつた。

一方、ローマと新領土間の地理的な隔りと当時の交通事情、しかも遠征を裝備する手段もなかつたことからして、教皇が直接にインド諸島の教化を図つたり教会組織を作ることとはほとんど不可能であつた。その点、スペインの主権者たちは、大西洋のかなたでの布教活動を引き受けるに充分な資格その他の条件を備えていた。アレキサンデル六世の大勅書に、インド保護王権の譲与はスペイン国王らの「熱心ナ教化改宗運動ニ刺激ヲ与エルタメ」に必要な措置であることが述べられている。だが、当時のローマ教皇庁の権勢を併せ考えると、それはローマ教皇の非力を証明するものでもあつた。

インド保護王権の譲与に関して考慮さるべきいま一つの要件は、時の教皇アレキサンデル六世がアラゴンの名門の出であつてスペインの主権者らに特に好意的であつたことである。たしかに、スペインとローマとの関係は、かれの前々任者であつた教皇シクストゥス四世(Sixtus IV, 1471-86)、前任者であつた教皇インノケンチウス八世(Innocentius VIII, 1484-92)時代とスペイン保護王権の譲与をめぐつて引き続き險悪な情勢にあつた。それが、まつたく新しいインド保護王権という重大な特権

の譲与にさいして、ローマとスペインの間がきわめて平穩裡に事が運んだことは、たしかに教皇アレキサンデル六世の特別な好意によるものと考えられるのである。このことは、同教皇のホルトガルに対する態度と比較すればいつそう明瞭であるし、また同教皇の後任者ユリウス二世が襲位してから、さつそくフェルジナンドとの間に諍いがあつたことによつても立証されよう。

さて、一四九三年五月四日附、教皇アレキサンデル六世の大勅書「インテル・カエテラ」は、カトリック王たちに対しアゾレスおよびケープ・ヴェルデ島の西一〇〇リーグ（一リーグ＝五・五七二メートル）の子午線の東をポルトガル、西をスペインの勢力範囲として、すでに発見された土地、あるいは将来発見される土地の領有権を認めた。ただし、その条件として、新領土における布教事業を遂行すべき義務を負わしめたのである。⁽³⁾

この大勅書の原本は、今日、明らかでない。だが、一部の学者たちはこの大勅書に最初のインド保護王権の譲与を見出すとしている。すなわち、スペイン国王らに宣教師を選択し渡航を管轄する独占の特権が与えられた、との解釈である。リバデネイラによれば、この大勅書は「インド諸島における教会統治に関するすべての事項に關し、スペイン国王らに対して『靈的支配ノタメニ至便ト考エラレルコトハスベテ彼等ノ自由ナル意志ノマニ行ウベク、充分ニシテ完全ナ権力ヲモツテ……』管轄権を行使する権限を与えた」としている。⁽⁴⁾これは、布教の独占的権利の譲与、すなわち教皇の有する絶対的権限の委任である。大勅書「インテル・カエテラ」はインド保護王権としての具体的内容に触れてないが、これによつてスペインの主権者らがインドに一種の教皇代理権を創設したことは疑えない。

教皇アレキサンデル六世はいま一つの大勅書「エキシマエ・デヴォチオニス」を同日附で發布している。一般に「一四九三年の大勅書」として知られているが、これはさきの「インテル・カエテラ」とこの「エキシマエ・デヴォチオニス」の二つの大勅書を同一視しての誤つた呼称である。学者のある人々は、この大勅書をインド保護王権の基づく第二の典拠として

重視している。

大勅書「エキシマエ・デヴォチオニス」は、その頃すでに数代前からの諸教皇によつてホルトガル国王に与えられていた「海外諸領土ニオケル特許、特権、免除、権利、自由ノスベテ」をスペインの王位にも承認した。この種の大勅書として著名なものに、一四五六年、教皇カリストウス三世(Calixtus III, 1455-58)が、カトリック王たちに対して、ケーブ・ボハドールから東インド諸島までの全ギニア(アフリカ西部沿岸地方)における完全な靈的管轄権を認め、その地方における聖職者指名権を与えたものがある。⁽⁵⁾だが、教皇アレキサンデル六世がスペインの主権者たちに対して、それまででない大きな特権を新たに与えたのは、「グ、ラ、ナ、ダ、ラム、ー、ア、人カラ解放シ、コ、ロ、ン、ブ、ス、ヲ遠隔ノ地ニ派遣シテカトリック信仰ニ帰依センメウル多クノ人々ヲ発見シヨウトシタ主権者タチノ熱心ナ信仰ヲ認め、コレニ報イルタメ」⁽⁶⁾であつた。要するに、この大勅書は、「インテル・カエテラ」の内容をなすスペイン国王らの教皇代理権を再確認しただけでなく、新領土におけるもつと包括的な管轄権と独占的領有権を認めたものと解釈される。

さらに、一五〇一年一月一六日、教皇アレキサンデル六世は「エキシマエ・デヴォチオニス」と呼ばれるもう一つの大勅書を発した。これは一四九三年の同名大勅書と厳に区別されねばならない。この大勅書は、インド保護王権に関する第三番目の教皇特許であり、もつとも教会法的なものとなまされている。

一五〇一年の大勅書「エキシマエ・デヴォチオニス」は、新領土に関してこれまでスペイン国王らに与えられた諸特権を再確認したが、その上さらに保護権としていま一つの重要な要素である実利的権利を新たに備えしめた。原文によれば「：前記諸島ノ原住民ナラビニ居住者ニ課セラレター〇分ノ一税ヲ当分ノ間徴集スル権限」⁽⁷⁾が与えられたことであるが、ただし、スペイン国王らはこの特許と引き替えに、新領土の俗的靈的支配のために必要とされるすべての支出を義務づけられている。

実利的権利を譲与したことの教皇の意図が、かかる負担の重い義務づけの反対給付にあることは明らかである。しかし、この点に関して、インド保護王権をスペイン保護王権と比較するならば、前者が後者に比してずつと包括的特権的であることが知れる。スペインでは、教会は一〇分ノ一税と特別収入によつて自ら支えていたが、アメリカではこの種の収入のすべてが国王のもとに吸収され、したがつて教会は少くとも理論的には国王からの充當金と定期的下附金によつて支えられたことになる。

一四九三年と一五〇一年の三大勅書によつて、植民地の教会に対する国王の権限はきわめて広汎かつ強力なものとなつたが、アレキサンデル六世のあとを継いだ教皇ユリウス二世は前任者の発した大勅書の確認を渋つた。一五〇四年一月一日附、教皇ユリウス二世の大勅書「ウニヴェルサルリス・エクレンシアエ」は、さきにイサベラ女王がエスパニョーラ島に一つの大司教区と二つの司教区を設定すべく教皇に請願していたことを承認した。⁽⁸⁾ だが、この大勅書には聖職者指名権はおろか、一〇分ノ一税の徴集権に関しても何ら触れるところがなかつたのである。本来ならば、教会収入はその管区の高位聖職者の管理に属すべきものである。したがつて、教皇ユリウス二世としては、植民地の諸管区もスペインと同様に管理されるべきことを暗示するとともに、一つの牽制策を試みたものと思われる。だが、この試みは、国王フェルジナンドの憤激を買うことになつた。

その頃、カステイリヤ女王イサベラはすでに没し、フェルジナンドがカステイリヤの摂政をも兼ねていたが、さきの大勅書によるインド保護王権の譲与を当然の特許であると考えていたかれは、教皇ユリウス二世の気紛れな政策を黙認するわけにいかなくなつた。かれはこの大勅書を留保し、エスパニョーラ島へ回状することを許さなかつた。それどころか、かれはローマ駐在スペイン大使フランシスコ・デ・ロハス (Francisco Rojas) に対して次のような訓令を送つている。

サキニ、エス、パ、ニ、ヨ、ー、ラ、ニ、大司教ナラビニ司教ヲ置キ管区ヲ設定スルタメニ発セラレタ大勅書ニツキ、コレヲ調査スルコトヲ命ズル。

スナワチ、コノ大勅書ニハ前述ノ大司教区ナラビニ司教区ニ対スル保護權ガ我々ニ譲渡サレテイナイシ、高位聖職者ソノ他有給無給ノ修道士ヤ聖職者ナドニスバ、ニヨ、ラ、島ニ設定サルベキモノニ対スル保護權モ与エラレテイナイ。　　・グ、ラ、ナ、ダ、王国ニ関スル大勅書ト同様ニ、予、ナラビニカステ、イ、リ、ヤトアラ、ゴンノ王国ヲ繼承スル諸国王ニ前述セル保護權ヲ永久ニ譲与スルヨウ、教皇ニ要請スル必要ガアル。……⁽⁹⁾

フェルジナンド王の教皇に対する抗議は、次の三項目に具体化されている。

- 1 すべて教会職ならびにその後任者の任命に関する保護権についての明確なる譲与がなされるべきこと。
- 2 教会職の任命を受けた者は、一〇分ノ一税中、国王による配分以上を受領してはならない。
- 3 国王は諸管区の境界設定権を有するものであること。

フェルジナンドは、これら諸権利がインド諸島全域に適用されるべきこと、そして最後に教皇がこの要請を直ちに承認し、実行すべきことを求めた。だが、教皇はこの要求を無視し続けた。そこで、フェルジナンドは、前教皇アレキサンデル六世に譲与された保護王権が確認されるまでは新領土内に新教会管区を設置を許さぬ、との強硬な方針を新たに宣言したのである。⁽¹⁰⁾この強引な要求には、さすがの教皇ユリウス二世もついに屈服してしまつた。

インド諸島に関する普遍的保護権をスペインの王位に譲与した「ウニヴェルサリス・エクレシアエ」は、一五〇八年七月二八日附、教皇ユリウス二世によつて発せられた。この大勅書は、一般に、インド保護王権の最主要的典拠とみなされている。ここにその重要部分を掲げる。

アラ、ゴ、ントシ、シリ、ノ王ニシテカステ、イ、リ、ヤトレ、オンノ摂政デアルフ、エル、ジ、ナ、ンド、ナラビニ同諸王国ノ女王、フ、エル、ジ、ナ、ンドノ娘フ、アナ、ガ：…既ニ彼等ガ領有スル諸島アルイハ将来得ラレル諸領土ノ何レニモ、彼等オヨビソノ承継人ノ明確ナル同意ナクシテハ如何ナル教会、修道院、聖堂トイエドモ建設シ設定シテハナラヌト望ンデイル事実ニ鑑ミ、マタ国王等ガ、教会ヤ修道院ヲ統轄スル人物

ガ彼等ニトツテ信頼シ得、カツ好意的ニ受容セラレ得ル人物テアルコトガ至使ナルガタメニ、保護権、オヨビ既存ノアルイハ将来設ケラレル大司教座聖堂ナラビニ司教座聖堂、ソノ他一年以内空席ニアル全教会祿オヨビ下級教会祿ニ適當ナ人物ヲ指名スル權利ノ譲与ヲ希望シテイルコトヲ考慮シ、
國王ノ請願ニヨリソレヲ承認スル。⁽¹¹⁾

教会法学者、特に極端な教皇絶対権論者は、インド保護王権はこの大勅書「ウニヴェルサリス・エクレシアエ」によつてはじめてローマ教皇からスペインの王位に譲与されたのだと主張している。⁽¹²⁾ かれらは、この大勅書をもつてはじめてインド保護王権の発源とみなす。この主張は、大勅書「ウニヴェルサリス・エクレシアエ」が植民地に関して保護権の名称を明文化して用いた最初のものであつたことを論拠としている。しかしながら、法理論上はともかく、もともと保護権とは純粹に靈的なものであるとすれば、その発源は特許のタイトル如何よりもむしろ内容の問題である。したがつて、インド保護王権は四つの大勅書によつて逐次譲与されたのだとする見方の方に、より妥当性を見出すことができる。

教皇アレキサンデル六世の大勅書には、保護権の文字が用いられなかつたとしても、じつさい、保護権の具体的内容として三つの強力な連環が組まれていた。

- 1 福音伝導使命の特許。ただし、この特許には良心的責任を負う義務がある。
- 2 前項使命を達成するための刺激ないしその報酬として、教会ならびに教会祿を設定する独占的権利の譲与。
- 3 これら設定物の報酬として、一〇分ノ一税の譲与。

したがつて、かりに一五〇八年の大勅書が発せられなかつたとしても、スペインの主権者らはそれまでの三つの大勅書に基づいて教会法的にして普遍的な保護権を行使したにちがいない。

このことは、一五〇八年の大勅書に絡まる次の出来事によつて立証されうる。すなわち、この大勂書がインド保護王権としての正式な、しかも広範囲の特許を与えたことは事実だが、にもかかわらず、さきにフェルジナンド王が強硬に要請した

三項目中、二項目の特許、すなわち教会管区における一〇分ノ一税と境界設定に関しては何ら含むところがなかつた。実際家として名の通つているフェルジナンドが、これを黙つて見逃すはずがない。かれは一〇分ノ一税の取得権に関して激しい抗議文を教皇に突きつけた。その結果、一五一〇年四月八日と一五一一一年八月一三日の二回にわたり、教皇は一〇分ノ一税に関する国王の権利を再確認する大勅書を発している。⁽¹³⁾（この抗議中に境界設定権が含まれていたかどうかは明らかでないが、これも一五四三年に再確認された。）

この出来事からしても、国王フェルジナンドが一五〇八年大勅書の有無にかかわらず、インド保護王権を享有しうるものと信じきつていたことは明らかである。フェルジナンドが前教皇アレキサンドラ六世の大勅書にその論拠をおいたことからして、国王の要請による保護権の譲与ということが単なる慣習的行為に基づくものでなかつたことは事実である。とはいへ、この特権の譲与が国王の教皇に対する要請によつてなされたことも事実である。この要請は、むしろ抗議要求とする方がより真実に近い。とすれば、インド保護王権の発源において、国王はその諸権利を教皇大勅書以外の何かしらにも基づかしてゐたのではないか、との疑問が当然のこととして起る。

一五〇八年の大勅書は、保護権としてそれが主権に固有のものであるから認めたのではなく、国王の頻繁な要請に答えるものとして現状維持を承認した。その原文には「現在、彼等ガ為シ、アルイハカツテ為シタデアロウヨリ一層多クノ熱烈サニ対シテ、……使徒ノ権利ヲモツテ、現在ノ状態ヲ保ツコトヲ認メル」とある。また、たとえば、一〇分ノ一税に関する教皇アレキサンデル六世の大勅書によれば、その譲与は明らかに「当分ノ間」の取得権であつた。したがつて、にもかかわらず国王がその継続を強硬に要求したとなると、そこに教皇の大勅書以外の根拠、換言すればその要求を当然とする何らかの論拠があつたとせざるをえない。

この推論の妥当なことは、その後、スペイン国王フェリペ二世 (Felipe II, 1556-98) の教会保護権に関する令状によつて明ら

かになつた。一五七四年六月一日附、ヌエヴァ・エスパニーヤ (Nueva España) 現在のメキシコ) 副王宛のかれの書翰には次のように書かれている。

既ニ承知セルヨウニ、教会保護権ハインド王国ノ全土ニワタツテ我々ニ属シテイル。……ソレハ新世界ヲ発見シ獲得シタコト、ナラビニ我々ヤ我々ノ祖先デアルカトリック諸王ノ支弁ニヨリ教会ヤ修道院ヲ建設シ寄進シタコトノ双方ノ理由ニヨル。マタ、ソレハ最モ聖ナル諸教皇ノ自発的意志ニヨル大勅書ニヨツテ譲与サレタカラデモアル。

この書翰によると、フェリペ二世はインド保護王権の根拠として三重の論陣を張っている。すなわち、

- 1 発見と征服を通じての王領の設定、
- 2 教会の建設と寄進、
- 3 教皇の承認、

であつて、かれが、これら三項目中の何れか一つをもつてしても保護王権を行使する法的正当性を主張することに十分な根拠である、と信じていたことが容易に想像されうる。

結局、インド保護王権は、国王フェルジナンドの執拗にして吸収的な政策ゆえにかちとられ保持された。もし、一五〇八年の大勅書が発布された当時、スペインの王位が意志の弱い国王によつて占められていたならば、せいぜいスペイン保護王権より以上に広汎な特権をアメリカ植民地にとりつけることもせず満足して終つたであろう。後年、帝王教権説がこの事実ゆえに、インド保護王権は世俗的主権に固有のものである、と主張する余地を残すことになつた。

- (1) J. Lloyd Meacham, *Church and State in Latin America*, Chapel Hill, 1934, p. 13.
- (2) Charles Edward Chapman, *Colonial Hispanic America: A History*, New York, 1948, p. 14.
- (3) Francisco Javier Hernández, *Colección de Bulas, Breves, y otros Documentos relativos á la Iglesia de América y Filipinas*, Brussels, 1879, I.

12-14, quoted in J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 14.

(4) Antonio Joaquín de Ribadeneyra, *Manuel Compendio de el Regio Patronato Indiano*, Madrid, 1755, pp. 58-60.

(5) Hernández, op. cit., I, 15-16, quoted in J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 14. たが、この大勅書が、いかに存在したか、どうかについては、この大勅書に用いられた「東インド諸島」という言葉が、一四五六年当時、実際に用いられていたかどうかというわけで論争された。

(6) *Ibid.*, quoted in J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 15.

(7) J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 15.

(8) *Ibid.*, p. 17.

(9) P. Leturia, "El Origen Historico del Patronato de Indias, in *Razón y Fe*, Vol. 78, pp. 31-2, quoted in J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 17.

(10) *Ibid.*, p. 32.

(11) Hernández, op. cit., I, 24-26; J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 19.

(12) J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 20.

(13) *Ibid.*, p. 22.

(14) "Ad magnam instantiam quam super hoc fecerunt ac factient...auctoritate apostolica tenore praesentium concedimus."

(15) N. A. N. Cleven, *Readings in Hispanic American History*, New York, 1927, p. 250.

三 インド保護王権の展開と特質

植民開始後、スペイン国王がこの保護王権による支配と施行の政策を發展させた速度は驚くほどであつた。新大陸の征服と植民が進展し、そこに国王の世俗的政治支配権が確立され、強化され、また拡張される速度と平行して、インド保護王権も展開し続けたことは云うまでもない。ただし、ここに云う保護王権の展開とは、その支配範囲の拡張を意味するものであつて、その基本的性質は植民地時代を一貫してほとんど変えられなかつた。

スペイン領アメリカにおける保護王権は代々のスペイン国王によつて独占的に持続され、その広汎な権利の不可侵性はこれらの熱意によつて維持された。保護王権の不可侵性を保とうとする国王の熱心さを示す代表的なものとして、前掲したフ

エリベニ世のヌエヴァ・エスパーニヤ副王宛令状の後半を続けて引用しておきたい。

……教会保護権、ナラビニ教会ニ対シテ我等ガ有スル権利ヲ保持スルタメニ、コノ保護権ガ常ニインド王領全域ヲ通ジテ全部モシクハ一部ナリトモ何ラノ適用制限ナク、我等王位ニ独占的カツ完全ニ維持サレルヨウ命ズルトトモニ、マタ、我等ハ保護権ガ我等アルイハ承継諸国王ノ如何ナル恩恵モシクハ報酬トシテデアロウトモ譲与スルモノデナイコトヲ命ズル。⁽¹⁾

この令状によると、保護王権は分割はもちろん、動かすこともできぬ絶対的なものとされている。インド法によれば、聖職者、俗人の別なく何びとであつても、国王の権威のもとにあらずして保護権を行使することはできなかつたし、保護王権の侵害に対しては嚴罰が規定された。官吏、特に副王や総督、それにオイドーレス (oidores) と呼ばれる各地アウディエンシア (audiencia) の判事たちは、保護王権とその優位を監視するとともに、そのために必要な命令を発するよう指令された。高位聖職者も保護王権を遵守すべく命ぜられ、疑わしい事項に関してはインド枢機會議 (el Consejo de Indias) に諮問することになつていた。また、大司教や司教らは各自の聖職に赴任するに先立つて国王への忠誠と服従、それに保護王権の遵守を宣誓しなければならなかつた。⁽²⁾

このように、保護王権の不可侵性を保持するためにいくつかの予防措置がなされていたにもかかわらず、その後の植民地史には数々の事件がもち上つている。たとえば、一五三二年に教皇クレメンス七世 (Clemens VII, 1523-34) がオアハカ領における保護権を征服者エルナン・コルテス (Hernan Cortes) に認める大勅書を出したが、スペイン国王カルロス五世 (Carlos V, 1516-50) は激怒してこの大勅書を握り潰してしまつた。

また、メキシコやペルーでは、教会が保護王権を侵害もしくは篡奪の挙に出た形跡がいくつか残されている。たとえば、メキシコでは、副王が国王に代つて保護権を行使することが難かしくなつていて、として国王は一五九三年二月一九日附メキシコ大司教宛に譴責の令状を発している。ペルーでも、大司教その他高位聖職者による度重なる保護王権の侵害ないし

纂奪に對し、副王フランシスコ・デ・トレド (Francisco de Toledo) がかれらの反對を押し切つて保護王權の復歸に關つたとの事例がある。また、一六〇四年には、副王ウエラスコ (Don Luis de Velasco) がその後繼者に對して「保護王權ニ関シテ、ベル、ドハ絶エズ脅威ヲ感ズルコトデアロウ」と忠告した書翰が残されている。⁽³⁾ さらにまた一六世紀半ばには、教会裁判權に關して保護王權の絶對性にまで論及する事件がチャルカスで裁かれたことがあり、結局、その絶對性は保たれたわけであるが、國王が保護權に對する徹底した執着ぶりを明らかに示す事例は数多い。こうした問題に對する國王の態度を端的にあらわすものとして、一六三九年七月二三日附、キューバ司教宛の國王の令状を示しておこう。

……承知セルゴトク、上記保護權ハ予ノモットモ秘藏トスルモノデアリ、予ハソレノ侵害ヲ認メルコトハデキナイ、認ムベキデハナイ。⁽⁵⁾

保護王權は不可侵にして不可分なものであつたが、國王がこれを委任することはできた。本国と植民地間の遠隔のため、國王が保護權を個人的に直接行使することは不可能であつた。したがつて、かれは副王、各アウディエンシアの判事、それに各地方長官らを副保護者とし、國王の分身 (alter ego) としてその權限を委任した。この權限委任に關しては、かつて教皇ボニファチウス八世 (Bonifatius VIII, 1294-1303) が、それを不可能とするには當らないとして認めていた。⁽⁶⁾

インド法 (Recepción de Leyes de los Reynos de las Indias) は、副王、判事、地方長官らに保護王權を委任するとともに、すべての教会組織をそれに準拠した体制下におくための全面的權限を与えた。したがつて、聖職者指名權の行使、修道士や在俗司祭らの監督、教会の建設、聖職者會議から教育、病院、慈善施設などの管理まで、多岐にわたる責任のすべてが副保護者たる副王の代任もしくは独立行為として保たれた。アウディエンシアの議長が保護王權を行使する場合には、常に副王に從属するものとしてその特權を用うることができ、また地方長官は副王とアウディエンシアに從うものとして一般にみなされていた。⁽⁷⁾

インテンデンシア (Intendencia || インテンデンテ制、監督区) が設けられてからは、副王を地方の煩雑な義務から解放するため、インテンデンテ (Intendente || 監督官) に保護権の一部が与えられている。監督条令 (Ordenanzas de Intendencia) の第六条によれば、ラ・ブラータ副王領における保護権が副王、地方長官、監督官にあることを規定している。なお、インテンデンテ制を修正した一七九五年五月九日附の文書によると、監督官は副王ならびにアウディエンスアの代理としての職責において、副保護者権を保有することが認められた。⁸⁾

聖職者の渡航に関して、国王は一四九三年の教皇大勅書「インテル・カエテラ」の発布と同時に認可制を採用し、その独占権を行使している。渡航の認可手続はインド枢機会議で扱われ、渡航者の年齢、出生地、その他履歴に関する完全な資料が記録された。渡航者は乗船にさいして、この認可状を通商院 (Casa de Contratacion) の官吏に検閲させなければならなかった。渡航費は全額、国王の財源から支払われた。聖職者が植民地に到着してからは直ちに副王や地方長官の指示する任地に赴かなくてはならず、認可状なしで渡航した聖職者は密航者として本国へ強制送還された。聖職者の帰国には国王の同意を必要とした。この場合、帰国許可を与える権限は、当初のうち、副王にもなかつたのだが、一五八九年以後、植民地で一〇年以上奉仕した修道士には例外措置が認められるようになった。⁹⁾

ローマ教皇庁は、こうした聖職者の渡航とか聖職者の植民地出入に関する管理権をまつたもたなかつた。そればかりか、教皇がスペイン領植民地に教会もしくは他の宗教施設を建設することにも法律上の拘束を受けており、そのような場合には国王の承認を必要とした。だが他方、国王が司教座聖堂の建設を希望する場合には教皇の特別の大勅書を必要としたがそれは例外なしに国王の一方的要請によるものであつて、国王の希望とインド法に合致するようになされた。

通常、教会、修道院、その他の宗教施設を建設する場合の認可手続は次のようなものであつた。建設物に関する具体的資料に加えて建設目的ないしその必要性などが請願書にしたためられ、これに管区司教の意見が副えられて副王あるいはアウ

ディエンシアの議長の許へ送附される。ここで担当官の意見が附された上でインド枢機會議に廻状され、それが好ましいものであれば漸く認可されることになる。だが、こうした手続は植民当初には徹底さを欠いていたようであり、副王が副保護権者としての立場から修道院の建設を認めた記録もある。一五九三年三月一九日附、国王の令状によると、建設にさいしてはまずもつて国王の認可を得べきこと、国王の認可なきものは不法建設物とみなしてこれを破壊する権限を副王に与えている。この命令は一六一六年六月一日附令状で再確認されたが、これに違背した場合には副王といえども厳しく譴責される旨の規定が附け加えられた。⁽¹⁰⁾

教会建設費に関して、スペイン国王は一五〇一年の大勅書により一〇分ノ一税の取得権を譲与されたわけだが、これと同時に建設費を負担すべき義務を負つた。通常、植民地では教会建設費の三分ノ一が王室財政からの出費で、残りの三分ノ二はエンコメンデロス (encomenderos = 一種の荘園主) およびインディオの負担になつた。⁽¹¹⁾ 教会修復費が必要な場合には、副王に請願書が送られ、副王の諮問會議がそれを認めるときは同時に王室財政に仰ぐ献金額が見積られて裁決される段どりになつていた。

植民地における一〇分ノ一税の取得権を国王が獲得したことは、インド保護王権の一大特徴であつた。教皇の側からすれば、これはとり返すことのできぬ一大譲与であつたわけだが、にもかかわらず、国王がこの実利的権利をほとんど私しなかつたことは特筆すべきであろう。その論拠として、一〇分ノ一税の総収入に対して予め決められていた配分方法を挙げることができる。

まず、徴収された総収入は四等分され、その一は司教へ、他の一は修道会へ、残りの二、すなわち総収入の半分はノヴェノス (Noveno = 九分票) と称する国王の任意配分に任された。だが、このノヴェノスも文字通り九等分され、その中の四は下級聖職者へ、教会財産を管理する教会法人へ一・五、病院へ一・五、残る九分ノ二が国王への分前とされた。結局、一〇分ノ

一税の総収入中、国王に残される分前は九分の一となるが、じつさいにはこの分ですら、たとえば聖職者たちが所定の教会禄を得られない場合のように、收支均衡を保つための準備積立金のごとき形で教会関係費に費消された。⁽¹²⁾

教会関係の収入としては、一〇分の一税の他に十字軍関係の大勅書売却費、教皇の寄贈による助成金、教会のメサーダス (messars) 月定献金、初年度収入の半金、それに給与税などがある。しかし、こうした名目の収入は、一〇分の一税に比して微々たるものであり、それですら教会関係費に還元された。ともかく、莫大な教会関係費を国王がそこからの収益はもちろん、王室の財源からも繰り込んでそれを賄つたことは事実のようであり、それが植民当初から計画的になされていたことに注目させられる。

大司教管区や司教管区の設定とその境界決定に関する国王の権利は、インド保護王権に含まれる諸特権中でももつとも教会法的なものであつた。殊に司教管区は政治上の境界と一致すべき性質のものであつたために、その決定権は世俗的権威に従属されねばならなかつた。ミーチャム博士によれば、「かりに一般教会法に、国王がローマに譲る必要はない、と規定する一条があるとすれば、それは大司教管区ならびに司教管区の境界決定に関するものであつた。⁽¹³⁾」

国王の司教管区境界設定権は、一五〇八年の大勅書、ならびにその後の教会建設に関するいくつかの大勅書に基づいている。たとえば、メキシコ司教座聖堂の建設を承認し、同聖堂の保護権を国王に譲与した大勅書「サクリ・アポストラトゥス・ミニステリオ (sacri apostolatus ministerio)」において、クレメンス七世 (Clemens VII, 1523-34) は同管区の境界設定権を含む司教座聖堂建設に関するすべての決定、譲与、命令をカルロス五世に任せている。

インド法には、境界設定に関して次の四項目の規定が設けられている。すなわち、

- 1 国王だけが司教管区の境界を設定し、分割する権利を有すること、
- 2 司教座聖堂建設後の法規にも前項規定を設けるべきことの再確認、

3 教会管区はできるだけ政治的境界に準拠して定めるべきことのインド枢機会議に対する要望、

4 牧師補管区に関する事項、

であるが、この第四項は、

我等ハ、インドノ司教管区司祭等ニ対シ、必要アルトキハ牧師補管区ノ分割、統合、ナイン抹消スルコトノ承認ナラビニ許可ヲ与エ
ル。タダシ、彼等ガ必要トミナス命令ヲ連帶デ発シウルヨウニ予メ副保護権者ニ通知スルコトヲ必要トスル。⁽¹⁴⁾

と規定している。したがつて、教会権はこの牧師補管区の境界設定にのみ関与することができたわけであるが、それとても世俗的権威の介入を必要としていることに注目させられる。

インド保護王権も、その本質が聖職者指名権にあることは云うまでもない。その植民地における機能様式について次に述べる。

教会法によると、大司教、司教、あるいは祭式者などの高位聖職者の任命権は教皇が行使し、他の下級聖職者に関しては特定管区の司教が任命をとり行うことになつてゐる。しかし、植民地の教会に関しては、一五〇八年の大勅書によつて、いかなる教会職であろうとも任命に先立つて国王の指名を経なければならなかつた。したがつて、教会職、特に高位聖職の教会法に基づく教皇の任命は単に形式的に手続上の一過程にすぎず、教会職任命の実質的権限は国王の指名権に集中されてゐた。じつさい、国王によつて推薦された司祭が、教皇の批准をまたずしてその職に就いたことも珍しくはなかつたようである。国王は、ローマとの距離的な隔りによる遅滞を理由として、空位にある司教職を被推薦者に譲るようにその教会の祭式者に命じ、祭式者会もほとんど異議をさし挟むことなくこれに同意するのが常であつた。

植民地における下級教会職の推薦権は、副保護者に委任されていた。インド法によると、空位にある下級教会職を満す場合にはまず適当な範囲にわたつて公示され、立候補者を募る。志望者に対してはそれぞれの品性や識見を審査の上、そのう

ちの二名を選ぶのであるが、この第一次選衡は教区司祭に任された。この場合、司祭は「自ラノ良識ト神ノ眼ニ照シテ、ソノ教会職ニ最適ト信ズル人物ヲ選ブ」ことが要求された。二名の候補者のどちらかを最終的に決定する権限は副保護者、すなわち副王もしくはアウディエンシアの議長のような当該管区の最高統治権保持者に属した。こうして副保護者の推薦が司祭に送られ、これに基づいて司祭ははじめて教会法による正規の任命ならびに聖職授与の運びとなる。ただし、これはあくまでも委任行為であつて永続的職権ではなく、国王の意思によつて随時変更された。⁽¹⁵⁾

推薦を受けた聖職者は、国王に対する忠誠宣誓書と信任状とを副王に提出してから赴任することになつていた。任職法には次のような規定がある。

我等ガ推薦ニ基ツク信任状ノ原本ガ提出サレタ後、任命ナラビニ教会法ニヨル任職ハ遅滞ナクトリ行ワレル。被推薦者ニ対スル何等カ正当ニシテ立証サレウル異議ナキカギリ、ソノ者ニ給料ヲ与エルヨウ命セラレル。モン何等ノ正当ナ異議ナクシテ、アルイハ異議ノ申シ立テガ立証サレヌママニ司祭ガ被推薦者ノ任命ト任職ヲ遅滞セシメタ場合、ソノ司祭ハ被推薦者ニ対シ自己ノ責ニテ招イタ給与、経費、ソノ他ノ損害ヲ償ワナケレバナラナイ。⁽¹⁶⁾

通常、司祭は一〇日以内に被推薦者を任命し、任職することになつていた。しかし、司祭がその期限内に任命行為をとり行うことができぬ場合には、他の司祭によつて代行されることは可能とされた。かりに被推薦者が特定期間内に任職のために出頭しない場合には、その者は地位を喪失した。こうして国王の推薦により教会職に任じられた者は国王によつてのみその地位の移動がなされ、下級聖職者は司祭もしくは副王の認める高官によつて動かされた。インド保護王権に準拠するこの任職法に従つて移動された聖職者たちの訴訟に関しては、アウディエンシアの判事ですら聴聞することができなかつた。

聖職者の訴訟問題は世俗裁判所の支配を免れており、特別の教会法廷によつて裁かれた。この特権的地位は教会裁判管轄権 (*fuero eclesiastico*) として知られるが、これはとりわけインド保護王権の特徴というわけではなく、むしろスペインにおける

四、五世紀頃からの慣習であつた。しかし、植民地では、通常、教会管区ごとに三種類の法廷が設けられている。すなわち、スペイン人を対象とする裁判所 (*provisorato para españoles*)、インディオを対象とする裁判所 (*provisorato para indias*)、それに遺言、聖堂、宗教事業を対象とする裁判所 (*Juzgado de testamentos, capellanias, y obras pias*) などである。⁽¹⁷⁾

教会裁判所と世俗の通常裁判所との間における裁判管轄権の問題は、副王の裁決に任された。この教会裁判権は植民当初でこそ聖職者たちにとつて大きな特権の一つであつたが、教会法廷はカトリック教徒以外の者に関しては民事刑事のいずれの訴訟にも裁判権をもたず、有罪者に体刑を課すこともできなければ、またインディオに対しては重労働や罰金を課すことも許されなかつた。結局、植民地時代末期の一七八九年に遺言、聖堂、宗教事業関係の裁判権は世俗法廷に引渡され、一七九五年には重大犯罪とみなされるものすべてを通常裁判所が審理することになるなど、教会裁判権はその効力、管轄権の範囲など、ともに縮小されている。

保護権に関する訴訟 (*causas de patronato*) についても教会法廷に裁判権はなく、副保護権者たる副王に任されていた。司教管区の境界設定、任職に関する教会法上の障害、聖職者階級の特権、教会管理に関する聖職者会議と大司教ないし司教との論争など、純粹な靈的事項をも含めて保護王権に抵触するすべての訴訟問題が世俗の法廷で審理された。⁽¹⁸⁾

スペイン領アメリカ植民地にて召集される教会会議や宗教会議にも、国王は異例なほどに干渉している。これらの会議で審議される事項の大部分は教義、聖礼典、戒律などの靈的事項であつたにもかかわらず、インド法は会議の召集にさいして国王の承認を必要とする旨を規定している。だが、植民地時代の後期には、副王または総督の承認を得るだけで地方会議を召集する権限が大司教に認められている。ただし、その場合、副王または総督はその会議に自ら出席し、そこで保護王権に對する侵害が行われぬことを確認する必要があつた。会議の決定事項はすべて国王の許へ送附され、国王の同意を得た上で教皇の批准を仰ぐことになる。このように、會議で制定されるいかなる議案も、国王の承認なくして施行されることはな

つた。⁽¹⁹⁾

インド保護王権に対する侵害を予防するために、国王はあらゆる措置を講じた。インド法は植民地の官憲ならびに教会当局に対して、インド枢機会議の認証が附されていない教皇の大勅書や小勅書、その他あらゆる令状に服さぬように命じている。一六四三年のフェリペ四世 (Felipe IV, 1621-65) の令状には、教皇の大勅書はまずインド枢機会議の審議に附されねばならない旨の前国王たちの命令が再確認されている。こうした措置に加えて、さらに一七七七年には枢機会議の認証が附されている大勅書、小勅書、勅答書などであつても、副保護権者の許可なくしては回状を許さぬ旨の命令が発せられ、また同時に植民地の副王、アウディエンシアス、総督らは、インド枢機会議の認証なくして持ち込まれた大勅書などのすべてを枢機会議へ返送するよう命じられた。⁽²⁰⁾

一方、スペイン国王らは、植民地教会の精神的物質的繁栄を図ることに不断の熱意を示し、カトリック信仰とその教義の純粹を保つためにはあらゆる努力を惜しまなかつた。インド枢機会議の一員たる者は、閩歴、門地、血統の純粹(祖先に非カトリック者をもたぬこと)を必要とし、神を畏れ、学識あり、慎み深き点において選り抜きの人土たることが要求された。副王も、閩歴、人格、能力、識見、それにことに国王に対する忠誠心において申し分のない人物が選ばれた。また、聖職者に教會録を与えるにさいしては、それが高位もしくは下級たるを問わず、徳識豊かな者が優先されたし、与えられた聖職に忠実でない者に対してはこれを追放する絶対的権限が副王に与えられていた。⁽²¹⁾副王によつて修道士が追放された例は夥しい。

国王が信仰と教義の純粹さを保つたためのもつとも強力な手段、それは宗教裁判であつた。この制度は一四七八年の教皇シクストゥス四世 (Sixtus IV, 1471-84) の大勅書に基づくものであつて、この大勅書はカトリック王たちに異教徒に対する裁判権を有する宗教裁判官の任命権を与えている。カトリック信仰の拡張と異教徒の根絶を図るために、この宗教裁判所を植民地にも設置することが決つたのは一五六九年、フェリペ二世による。植民地で最初の宗教裁判所はペルーに設けられ、一五七

○年に国王の任命になる二人の宗教裁判官がリマに着任し、次いで一五七一年には同じく二人の宗教裁判官がメキシコに着任している。

この宗教裁判では、異教や教会分立の罪が裁かれた。特にムーア人、ユダヤ人、プロテスタント、あるいは改宗者などに警戒の眼が向けられ、また不幸にしてこの地に難破漂流してきた外国人もこれの対象となつた。インディオは、信仰的に未成熟であるとの理由でその対象から除外されている。⁽²²⁾この宗教裁判が持前の政治的色彩を一段と濃厚にしはじめたのは、植民地時代の末期である。それは特に書籍の流入に対して厳格に監視し、異教的書籍の排除に努めただけでなく、一八世紀政治思想家の著作をも違法とし、自由主義思想の植民地への流入を阻んだ。

宗教裁判は、国王の統轄する宗教裁判最高会議 (Consejo de la Suprema y General Inquisición) のもとにおかれた。宗教裁判官は国王によつて任命され、国王に対してのみ責任を負つていた。副王は宗教裁判所を助け、その特権や自由権を守ることを宣誓させられたが、ただし保護王権が宗教裁判官によつて侵害されたとの疑いがある場合には、それがいかなることであれ、かれは国王に報告する義務があつた。

宗教裁判所と通常裁判所との間に見解の衝突がある場合、その調整は首席宗教裁判官と世俗の裁判長との間で行われたが、それでも妥協の余地なき事項については副王が決断を下した。しかし、副王と宗教裁判官との間に重大な見解の相違が生じたときには、その問題はスペイン本国にある宗教裁判最高会議とインド枢機会議から各二名ずつの委員が出席する特別会議に附託された。⁽²³⁾

宗教裁判の判決を施行する権限は、世俗の官憲に委ねられた。たとえば、宗教裁判が体刑を宣告した場合、その刑を実施するのは世俗の官憲であり、また課せられた罰金を徴収し、それを管理するのも官憲であつた。植民地体制における政教一致については、こうしたところに具体化された一例をみる事ができる。同様に、政治と宗教との緊密な結びつきについて

は、メキシコの副王が同時に宗教裁判官を兼ねていたという顕著な事例もある。⁽²⁴⁾

インド保護王権の内容を多方面にわたつて詳細に検討すると、いずれの面においてもスペイン国王たちが植民地の教会を支配するにローマ教皇に準ずるほどの権威をもつてそれを行使したことが明らかになる。また、そこには宗教的権威と世俗的権威との巧みな絡みあい、もしくはチーム・ワークが観察されるのであるが、それらの権威が究極的にスペイン王位に帰一するところにスペイン領アメリカ植民地における皇帝法王主義の具現化された態様をみるのである。

- (1) N. A. N. Cleven, *op. cit.*, p. 250.
- (2) *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias*, Madrid, 1756, 2 ed., Lib. 1, Tit. 6, Leyes, 1, 35, 45, 47.
- (3) Lillian Estelle Fisher, *Viceregal Administration in the Spanish-American Colonies*, Berkeley, 1926, p. 207.
- (4) チャルカスの民衆を前にして、弁護士は、保護王権はインド教会に超司法的保護を与えるにすぎないこと、したがつて国王は教会に関する訴訟を審問する権利をもたないことを主張した。これに対して国王側検事は、この主張が誤りであり、言語道断であり、不見識であること、そして王権ならびに保護権の性格、特権、威信を傷つけるものだとして反駁した。結局、弁護士は一〇〇ダケットの料料と四ヶ月の実刑に処せられた。J. Lloyd Meacham, *op. cit.*, p. 26.
- (5) Dalmeicio Vález Sarsfield, *Relaciones del Estado con la Iglesia en la Antigua América Española*, Buenos Aires, 1889, p. 42.
- (6) J. Lloyd Meacham, *op. cit.*, p. 26.
- (7) *Ibid.*, p. 27.
- (8) Lillian Estelle Fisher, *op. cit.*, p. 207.
- (9) J. Lloyd Meacham, *op. cit.*, p. 27.
- (10) *Ibid.*, p. 28.
- (11) 「事実上、インディオは教会建設のすべてを負担した。なぜならば、かれらは直接に建設のための労働力を供給し、またエンコミエンダで働くことによりエンコミエンデロスの分担金支払いを可能ならしめた。さらに、王室財政からの支出も、もともとかれらの貢ぎ物によるものである。」J. Fisher, *op. cit.*, p. 187.
- (12) Cleven, *op. cit.*, p. 247.
- (13) J. Lloyd Meacham, *op. cit.*, p. 30.

- (14) Recop. de Leyes, op. cit., 1-2-8, 1-7-3, 1-6-40, 2-2-7.
- (15) Claven, op. cit., pp. 253-255.
- (16) *Ibid.*, pp. 252-253.
- (17) H. H. Bancroft, *History of Mexico*, San Francisco, 1883, III, p. 188.
- (18) Bernard Moses, *The Spanish Dependences in South America*, New York, 1914, II, pp. 221-222.
- (19) J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 37.
- (20) *Ibid.*, pp. 37-38.
- (21) Fisher, op. cit., pp. 197, 206-207, 211.
- (22) J. Lloyd Meacham, op. cit., p. 41.
- (23) *Ibid.*, pp. 41-42.
- (24) *Ibid.*, p. 42.

四 結 語

インド保護王権を一般的保護権あるいはスペイン保護王権と比較するならば、そこに著しい差異を見出すことができる。それは確かに特別な権利を含んでおり、教会史上、世俗的主権者が教皇の同意のもとにその領土内のカトリック教会をこれほどにまで完全に支配したことは他に類例をみない。

特に重要なことは次の点である。インド保護王権に基づく国王の支配権は「人」と「物」に限定されていたはずである。しかるに、すでに述べたことであるが、王権が純粹な「靈」的事項の領域にまで侵入したことが事実とすれば、この事実をもつてスペイン国王がその植民地に自らの皇帝法王主義國家の建設をほぼ完了したとみることもできよう。じつさい、「国王はアメリカの保護権者以上の存在であつた」とか、「国王は教皇に準ずる權威を揮つた」などという言葉がかなりの眞実性をもつて主張されるのもそのためである。

しかしながら、一方、カトリック信仰と教義の推進ならびに普及のためには、スペイン国王の植民地教会に対する強力な援助と監督がどれほど有益であつたかを計り知ることは難かしい。だが、インド保護王権の譲与目的が、新発見の土地に教会や修道院を設けて信仰の移植、保護、ならびに推進を図り、またインディオの帰依を求めるにあつたことを考えるならば、代々のスペイン国王らはこの目的に沿つて教皇の信頼に立派に応えたものと云える。膨大な新大陸の津々浦々にまで設けられた夥しい数の教会や修道院、それに教育、医療、慈善施設などのすべては、教皇から聖なる使命を委嘱されたことに對して、スペインの主権者たちが保護権者としてその義務を忠実に履行したことの有形的証拠である。

また、植民地体制においてインド保護王権の占めた地位と役割は、まつたく重要かつ絶大であつた。カトリンズムは司法的權威と不可分なほどに結びついていたし、植民地における政教一致については否定しうべくもない。教会は、征服と支配の手段として、軍隊と同じく、あるいはそれ以上に効果的であつた。それは三世紀にわたるアメリカ植民地支配の権力機関の主要なものの一つとして活動した。

国王からの莫大な恩恵に浴していた聖職者たちは、国王に対して微塵の叛意もなく奉仕し、国王に対して忠誠を誓い、教皇よりもむしろ国王と密接に結びついていた。がれらは教皇絶対権論者であるよりも国王教権主義者であつた。かれらが無知な群衆に対してほとんど絶対的なほどの権限を与えられたことをもつてしても、国王の聖職者たちに対する支配権に計り知れぬほどの価値があつたことが知れる。植民者たちの「至高なるカトリック王たち」への盲目的服従とほとんど狂信的なほどの崇敬の念も、その大半は聖職者たちによる刺激の結果であつたことは疑えない。これが、国王が信仰の伝播のために支払つた努力と経費にとつて、もつとも十分な補償であつたことも間違いないところであろう。

インド保護王権は、スペイン領アメリカ植民地におけるこのようなすべての価値体系を保障するものであつた。ローマ教皇による正当な譲与のゆえに、それは対内的に植民地のすべての権力を国王に集中せしめ、対外的には植民地をヨーロッパ

列強諸国による干渉から免れしめた。また、稀に見るほど完備したと云われる植民地行政機構はインド法に基づくものであるが、このインド法の根幹となつて植民地体制を三世紀の間微塵の揺ぎもなく保たしめたのは、一にインド保護王権の存在によるものであつたと云わなくてはならない。

最後に、保護権論争について一言すべき義務が残されている。インド保護王権の発源については既述したように、それは教皇大勅書に基づいた、いとも合法的かつ教会法的なものであつた。だが、同時にそれは教皇絶対権説と国王教権説の対立見解のうち、どちらか一方を選ぶに足る強力な要素を提供していないことも事実である。だが、インド保護王権の譲与過程を顧みて、そこにこの特権がフェルジナンドとイサベラ両王の執拗にして吸収的な政策ゆえにかちとられたことを重視するならば、それは国王教権説にとつて有利な材料となることは確かである。

その後、スペイン王制の終焉とそれに続くスペイン系アメリカ諸国の独立誕生にさいして保護権論争が再燃したが、結局、保護権に関する理論的解釈には終止符が打たれぬまま、政治的主権に従つてはじめて保護権の諸機能が稼働しうるといふ現実からして、力関係の政治的解釈に解答を見出さざるをえない。独立後、新興諸国の大半はローマ教皇に対してコンコルダートによる保護権の移譲を求めている。だが、このことは対内的に秩序の乱れを防ぎ、また対外的にはヨーロッパ列強諸国によるレコンキスタ (Reconquista = 再征服) を恐れた弱小諸国の窮余の一策であつたと考えられるのである。結局、コンコルダートも得られぬままに、ラテン・アメリカ諸国はカトリック教を国教として保持したが、やがては近代国家としての発展途上において国家と教会の分離を完成することになつた。